

○防衛省告示第六十三号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、共同使用及び追加提供が令和五年三月二十四日次のとおり決定された。

令和五年三月二十八日

防衛大臣 浜田 靖一

陸上施設

◎一部返還

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘	要
四一六一	小松飛行場	京丹後市	国有	土地…約六九〇平方メートル	
			国有	建物…約二〇平方メートル	
			国有	工作物…通信管路等	

令和五年一月十九日

四一六八 美保飛行場

米子市、境港市

国有

土地…約三〇、〇〇〇平方メートル

国有

工作物…舗床

令和五年三月二十四日

◎共同使用

施設番号 施設名

所在地名

所有関係

摘

要

五〇五〇 針尾島弾薬集積所

佐世保市

国有

土地…約二七、〇〇〇平方メートル

工事用道路の基本設計に係る立入りを実

施するため共同使用する。

使用期間…基本設計に係る立入り完了の

日までの間

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘 要
四一六八	美保飛行場	米子市、境港市	国有	土地・約二七二、〇〇〇平方メートル
			国有	工作物・舗床
				訓練施設等として追加提供する。
				使用期間・
				一 一年二十日以内、必要に応じ、各訓練
				の展開と撤収のための追加期間
				二 仮設建物等を設置する場合は、その
				設置期間
				航空自衛隊美保基地の施設及び区域の一
				部を、地位協定第二条第四項(b)の適用あ
				る施設及び区域として提供する。提供期

間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

六〇〇九 キャンプ・シユワブ 名護市 国有 建物…約一五、〇〇〇平方メートル

国有 工作物…東屋等

下士官宿舎等として追加提供する。

六〇一 一 キャンプ・ハンセン 沖縄県国頭郡金武町 国有 土地…約三、三〇〇平方メートル

公有 土地…約四〇平方メートル

民有 土地…約一六、〇〇〇平方メートル

新メインゲートを運用するための用地として追加提供する。